

金沢美術工芸大学附属図書館長、美術工芸研  
究所長および学生部長の選考に関する規程

第1条 金沢美術工芸大学の附属図書館長、美術工芸研究所長および学生部長(以下「附属図書館長等」という。)の選考については、この規程の定めるところによる。

第2条 附属図書館長等の選考は、次の各号の一に該当する場合に行う。

- (1) 附属図書館長等の任期が満了するとき。
- (2) 附属図書館長等が辞任を申し出たとき。
- (3) 附属図書館長等が欠員となったとき。

2 附属図書館長等の選考は、前項第1号に該当するときは任期満了以前に、同項第2号および第3号に該当するときは、速やかに開始する。

第3条 附属図書館長等の選考は、教授会により選出された評議員の中から、評議会に諮って、学長が行う。

第4条 学長は、前条の規定により選考した附属図書館長等の任命を市長に対して申請する。

第5条 附属図書館長等の任期は2年とし、再任を妨げないものとする。

2 附属図書館長等が欠けた場合における補充の附属図書館長等の任期は、前項の規定にかかわらず、前任者の残任期間とする。

第6条 この規程の施行に関し必要な事項は、評議会が定める。

附則

1 この規程は、平成10年4月1日から施行する。

2 金沢美術工芸大学附属図書館長選考規程(昭和59年告示第6号)、金沢美術工芸大学美術工芸研究所長選考規程(昭和59年告示第5号)および金沢美術工芸大学学生部長選考規程(昭和59年告示第4号)は、廃止する。